

13 獣医療提供体制整備推進総合対策事業

【96(58)百万円】

対策のポイント

獣医系大学の学生に対する臨床実習の実施や修学資金の貸与、臨床獣医師に対する卒後研修の実施により、産業動物獣医師の育成・確保を図ります。

<背景/課題>

- ・22年度に策定された「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」に基づき、産業動物獣医師等の確保及び質の高い獣医師の育成を図り、家畜の健康の確保、安全な畜産物の安定的供給及び口蹄疫等の家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の構築を図ります。

政策目標

家畜診療や防疫を担う産業動物獣医師の育成・確保による、適切な獣医療の提供を通じた家畜の健康の確保と安全な畜産物の安定供給

<主な内容>

1. 獣医学生の就業の誘導

52(30)百万円

- (1) 獣医学を専攻する学生を対象に、産業動物診療や家畜衛生行政について理解し、これらの分野に誘引するための臨床実習等を実施します。
- (2) 産業動物獣医師を志す獣医系大学の学生を対象に、月額10万円（私立大学の場合12万円）を限度とする修学資金を最長6年間貸与します。

2. 卒後研修による獣医師の定着化

44(28)百万円

- (1) 新規獣医師を対象に、実践的な診断技術や、臨床現場における基本的知識を修得するための初期臨床研修を実施します。
- (2) 診療獣医師を対象に、農家の生産性の向上に資する農場管理技術の修得や、口蹄疫等の家畜伝染病のまん延防止等に必要な衛生管理について指導できるようにするための臨床研修を実施します。

〔補助率：定額、定額（1/2以内）
事業実施主体：民間団体等〕

お問い合わせ先：

消費・安全局畜水産安全管理課（03-3501-4094（直））